

## ▶ 消防・救急

### 119番通報

問 消防本部 消防庶務課 通信指令係 TEL.782-9119

火災・救急などの緊急通報は「119番」にご連絡ください。

- **火災の場合**
  - ・住所(目印となる建物など)、建物の名称、世帯主名
  - ・何が燃えているのか(ビルなどの場合、何階が燃えているか)
  - ・逃げ遅れはないか
  - ・通報者の名前、電話番号
- **救急の場合**
  - ・住所(目印となる建物など)、建物の名称、世帯主名
  - ・誰がどうしたのか(けがか病気か)
  - ・通報者の名前、電話番号

救急通報の際、傷病者の状態により応急手当をお願いします。また、適切な救急処置や搬送を行うために傷病者の情報を尋ねる場合があります。ご協力をお願いします。

#### ▶ 携帯電話から通報する場合、次の点に注意してください

- ・緊急車両が向かう住所を確認し通報してください。分からない場合は、目印となる建物などからの道順をお知らせください。
- ・車の運転中は、必ず安全な場所に停車してから通報してください。
- ・電波の特性で、管轄外の消防本部につながる場合があります。管轄する本部に転送されますので、切らずにお待ちください。(同じ内容を繰り返し聞かれますが、再度の説明をお願いします)
- ・確認のため消防本部から折り返し電話をかけることがあります。電源は入れたままにしてください。

#### ▶ IP電話から通報する場合、次の点に注意してください

加入者番号が「050」から始まる電話番号の電話機からは、119番通報ができない場合があります。その時は他の電話機から119番通報するか、消防本部(TEL.025-782-9119)へ電話してください。(消防本部の代表電話ですので、話中の場合や、IP電話の特性で通話品質が低下する場合があります)

#### ▶ 夜間に医療機関受診を迷う場合は相談窓口をご利用ください

夜間(18時～翌朝8時)に急な病気やけがなどで医療機関受診に迷う場合は、救急医療電話相談窓口をご利用ください。年末年始は24時間対応しています。

- ・救急医療電話相談(15歳以上の場合) #7119
- ・小児救急医療電話相談(15歳未満の場合) #8000

## 火災・災害情報(テレホンガイド)

火災や災害などの問合せは、テレホンガイド(TEL.025-782-1991)をご利用ください。

注 119番は、緊急通報専用の電話番号です。重要な通報がつながりにくくなるので、火災などの問合せには使用しないでください。

## 火災・災害情報(ウェブページ)

消防車両が出動した際には、市ウェブサイトにも情報を掲載します。検索サイトで「南魚沼市消防本部」を検索していただき、「火災などの災害状況」ページを開いてご確認ください。

## ▶ 救急車の利用方法

問 消防本部 警防課 救急係 TEL.782-5331

救急車の適正利用をお願いします。緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に必要な人に救急車を提供できなくなります。また、現場到着が遅くなり、救える命を救えなくなるおそれもあります。緊急性がない場合や自分で病院に行ける場合は救急車以外の移動手段で病院に行ってください。

明らかに様子がおかしい場合や事故の状況などから急いで病院へ搬送したほうがよいと判断した場合は、迷わず119番通報して救急車を要請してください。

## 応急手当講習会

私たちは、いつ、どこで、突然のけがや病気になるかわかりません。そんなときに家庭や職場でできることを応急手当といいます。病院に行くまでに応急手当をすることで、けがや病気の悪化を防ぐことができます。

消防本部では定期的に心肺蘇生法(人工呼吸と胸骨圧迫)やAED(自動体外式除細動器)の使用方法、止血法など応急手当の講習会を開催しています。

詳しくは、市報や市ウェブサイトをご確認いただくか、消防本部救急係(TEL.782-5331)に「救急講習会について」とお問い合わせください。

## ▶ AI救急相談アプリ

LINEアプリの友だち追加を行い、チャット形式で救急医療の相談をすることで症状から緊急度を判定できます。

詳しくは、新潟県ウェブサイト(「AI救急相談アプリ」で検索)をご覧ください。

URL

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/aikyukyu>

LINEアプリ友だち追加

QRコード



## 火災になったら(発見したら)

問 消防本部 予防課 予防係 TEL.782-5330

どんな小さな火災でも、発見したときは、まず大声で「火事だー!119番へ電話して!」と叫び、家族や近所の人に協力を求めることが大切です。

次に子ども、お年寄り、体の不自由な人を避難させてから初期消火にかかります。炎や煙にまどわされず、どこで、何が燃えているのかを確かめ、あわてず消火してください。

天ぷら鍋に火がついたときは、消火器による消火が安全で確実です。水をかけるのは大変危険です。消火した後は、必ず元栓を閉めて油の温度を下げましょう。炎が天井まで広がってしまったら消すことは困難です。速やかに避難してください。

## 消火器を備えましょう

一般家庭には設置する義務はありませんが、初期消火に大変効果があります。火事は最初の数分が勝負です。手ごろな価格の商品もあり、操作方法も簡単なので、できるだけ備えておきましょう。

### ▶ 消火器の使用方法

1. 安全栓を引き抜く
2. ノズルを火元に向ける
3. レバーを強く握る



## 消火器の購入・処理方法

消火器を購入するときは、検定合格マークの付いたものをご購入してください。

消防署では、消火器の販売あっせんはしていません。訪問販売など、消火器の押し売りには十分気をつけてください。

不要になった消火器は、事故防止のため絶対に使用したりせず、購入した販売店か専門業者に処分を依頼してください。(有料)

## 住宅用火災警報器の設置

すべての住宅(共同住宅含む)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置しなければならない場所は、主に寝室、階段、廊下などで、建物の構造や階数で場所が変わります。台所は設置が義務づけられていませんが、設置することをお勧めします。

設置した住宅用火災警報器は日ごろから正常に作動するか点検し、約10年を目安に取り換えましょう。

不明な点は、気軽に消防本部予防課(TEL.782-5330)にお問い合わせください。

## 油漏れに注意

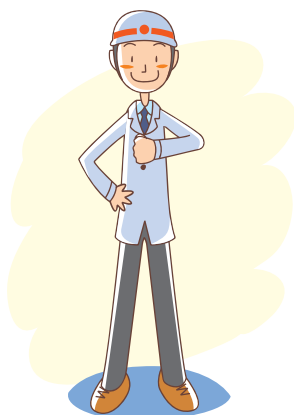
各家庭に設置されている灯油タンクからの小分け中に油流出事故が多く発生しています。

油流出事故は、火災の原因となったり、河川や土壌の汚染原因となり、生活環境や生き物に大きな影響を与える恐れがあります。

油漏れの事故を起こさないためにも、灯油の小分け中はその場を離れないようにしましょう。



緊急・防災



広告

**m's house design**  
エムズハウス

● 建設業許可 ●  
建築工事業・大工工事業

**エムズハウス**

〒949-6543 南魚沼市早川161-1  
TEL.025-782-0653  
FAX.025-782-4165

**DONBOU FACTORY**

〒949-6362  
南魚沼市南田中608-1  
090-2977-4169

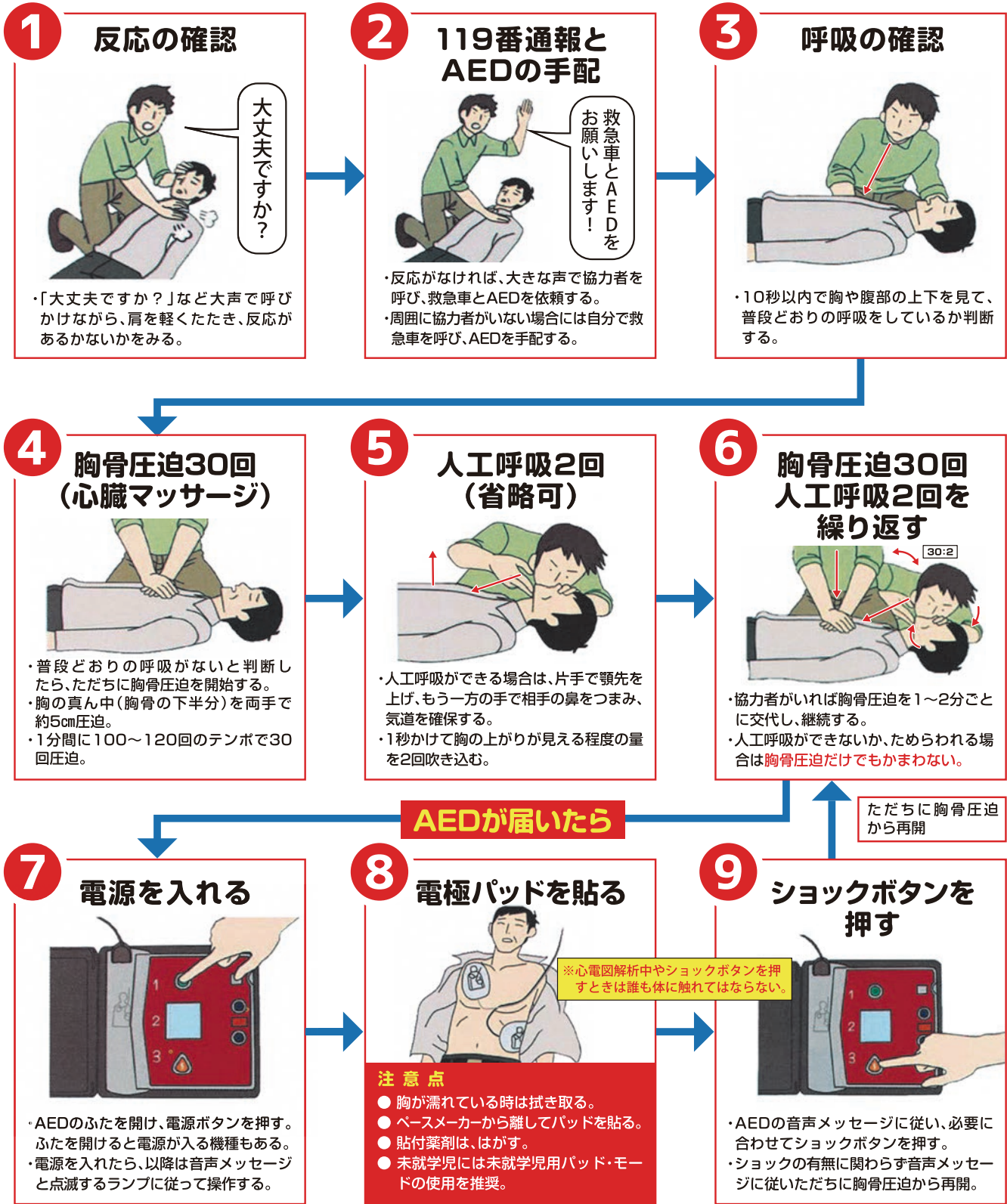
お問い合わせ先  
info@donbou.com

# 心肺蘇生法とAEDの使用手順

問 消防本部 警防課 救急係 TEL.782-5331

JRC(日本版)ガイドライン2020対応

緊急・防災



心肺蘇生は救急隊に引継ぐか、何らかの応答や目的のある仕草(嫌がるなどの動き)が出現したり、普段どおりの呼吸が出現するまで続けます。

お問い合わせ

南魚沼市消防署  
☎025-782-9119

湯沢消防署  
☎025-784-3377

大和分署  
☎025-779-4600

